

**平成30年度 秋田県保育士修学資金貸付制度
募集要項（2年生以上を対象とする追加募集）**

1. 保育士修学資金貸付制度（平成30年度追加募集）の概要

この制度は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とするものです。

貸付対象者	次の要件をすべて満たす方 ①保育士の養成施設に平成30年4月の時点で在籍している方（平成30年度の入学者を除く）で、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内において保育業務（保育所・認定こども園・預かり保育をしている幼稚園等）に従事しようとする方。 ②優秀な学生であって、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方。 ③他の都道府県の本修学資金を借り受けていない方。
貸付内容	① 修学資金 月額5万円以内（貸付期間は平成30年度1年間で60万円を上限とします。） ② 就職準備金 20万円以内
貸付期間	平成30年4月から1年間
資金の交付	貸付契約後、貸付金は指定の口座に振込みます。 （平成30年度追加募集貸付決定者には10月に1年分をまとめて振込みます。）
貸付利子	無利子 （ただし、返還期間を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。）
連帯保証人	1名必要（申請者が未成年の場合は法定代理人とします。）
返還の免除	養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、秋田県内において保育業務に従事し、かつ、引き続き5年間（過疎地域（※1）では3年間）従事した場合は返還債務が免除されます。
返 還	月賦又は半年賦（5年以内）

※1 過疎地域：秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部（旧河辺町）

◎ 本貸付制度では他の奨学金との併給を禁止しておりませんが、他団体の奨学金では併給を禁止している場合もあります。各団体にお問い合わせ下さい。

2. 平成30年度追加募集人数

10人程度

3. 申請の手続き

- (1) 申請の期限 平成30年8月31日(金)必着
※在学する養成施設を経由して秋田県社会福祉協議会に提出してください。

(2) 提出書類

- ① 保育士修学資金貸付申請書(第1号様式)
- ② 養成施設の在学証明書
- ③ 養成施設長の推薦状(第2号様式)
- ④ 住民票(世帯全員の写し)
- ⑤ 養成施設の成績証明書
- ⑥ 申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類
(平成30年度市(町村)・県民税 所得・課税証明書)
※平成29年中の合計所得金額が分かるもの
- ⑦ 保証人の収入を証明する書類
(平成30年度市(町村)・県民税 所得・課税証明書)
※平成29年中の合計所得金額が分かるもの
- ⑧ 入学時に45歳以上であり、かつ離職して2年以内の場合は離職証明書
- ⑨ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑩ 返信用封筒(角2サイズ)
(返送先の住所・氏名を明記し、450円分の切手を貼付けたもの)
- ⑪ 申請者が児童養護施設等に入所している児童等であって、法定代理人を保証人とする
ことができないやむを得ない事情がある場合には、別の者を保証人とする児童養護施設
等の施設長の意見書

4. 貸付可否の決定

申請の締め切り後、貸付審査会で書類審査し、結果をお知らせします。
貸付決定後、契約を締結し、指定口座に貸付金を振り込みます。

5. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

総務企画部 担当/三浦(由)

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 TEL 018(864)2711

[E-mail] soumu@akitakenshakyō.or.jp

[ホームページ] <http://www.akitakenshakyō.or.jp/>